

下水道法、柏原市下水道条例などに基づく

工場・事業場の排水規制と下水道

令和3年7月

柏原市上下水道部 下水工務課

1. 工場・事業場経営者の皆さんへ

下水道は私たちの生活を快適なものにするためにも、川や海の水質を保全するうえで、なくてはならないものです。ところがその大切な下水道も工場・事業場などからの悪質な汚水をそのまま排水されると、他に下水道を利用している皆さまが使えなくなったり、ポンプ機械、下水管などの施設を破損したり、処理場の処理機能を妨げるなどの悪影響を受け、ひいては、多くの皆さんの快適な生活が脅かされることとなります。

下水道法と柏原市下水道条例などでは、そのような事態が起こらないように厳しい排水基準値を定め、下水道を守っています。

また、工場・事業場で万一事故などで有害物質、ガソリンなどの油が下水道へ流出した場合は、警察・消防と合わせて、上下水道部下水工務課へ連絡してください。

この冊子は私たちの下水道を守るために、工場・事業場を経営される皆さまが必要な規制を守っていただき、法などに基づいた届出規定などについて説明したもので、違反を起こさないように適正な水質管理に努められるようにお願いします。

2. 悪質下水を流した場合の下水道への影響

汚水は、下水排除基準値に適合した水質にして下水道へ流してください。

※<別表2> 柏原市下水道排除基準表を参照してください。

規制を受ける水質項目	下水道に対する影響
水素イオン濃度 (pH)	<ul style="list-style-type: none"> • 下水道施設を腐食させます。 • 他の排水と混合すると有害ガスが発生することがあります。
生物学的酸素要求量 (BOD)	<ul style="list-style-type: none"> • 高濃度になると下水処理場の処理機能が低下します。
浮遊物質 (SS)	<ul style="list-style-type: none"> • 下水道管を詰まらせます。
ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱物油、動植物油)	<ul style="list-style-type: none"> • 下水道管を詰まらせます。火災の危険があります。
窒素・リン	<ul style="list-style-type: none"> • 高濃度になると下水処理場の処理機能が低下します。
シアン	<ul style="list-style-type: none"> • 下水道管内の作業に危険を及ぼします。 • 下水処理場における生物処理の機能を低下させます。
アルキル水銀 有機リン 鉛 総水銀 カドミウム ヒ素 六価クロム 銅 亜鉛 クロム 溶解性鉄 溶解性マンガン ポリ塩化ビフェニル (PCB) セレン ほう素	<ul style="list-style-type: none"> • 下水処理場における生物処理機能が低下します。 • 下水処理場等で発生する汚泥の処理、処分が困難になります。
トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエタン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン 1,3-ジクロロプロペン チウラム シマジン チオベンカルブ ベンゼン フッ素 1,4-ジオキサン	<ul style="list-style-type: none"> • 下水道管内の作業に危険を及ぼします。 • 下水処理場における生物処理の機能を低下させます。
フェノール類	<ul style="list-style-type: none"> • 下水処理場における生物処理の機能を低下させます。
よう素消費量	<ul style="list-style-type: none"> • 下水道施設を腐食させます。 • 硫化水素ガスにより下水道管内の作業に危険を及ぼします。
温 度	<ul style="list-style-type: none"> • 下水道管内の作業に危険を及ぼします。

3. 特定施設と特定事業場とは

特定施設とは、人の健康及び生活環境に被害を及ぼす恐れのある物質を含む下水を排出する施設として、水質汚濁防止法第2条及びダイオキシン類対策特別措置法第2条で定められているものです。代表的なものとして、電気めっき施設、出版印刷業などの自動式フィルム現像機、クリーニング業の洗たく機、ガソリンスタンドの自動式洗車機などの約300種類もの施設が指定されています。

詳しくは、**<別表1>水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げられた特定施設一覧表**を参照してください。

なお、以上のような特定施設を設置している工場などを特定事業場（法律用語）といいます。特定事業場とその他の事業場では、排水基準値に違いはありませんが、事務手続きや種々の規制などに大きな違いがあります。従って、あなたの事業場が特定事業場にあたるかをよくお調べ下さい。

4. 除害施設とは

除害施設とは、下水道へ排水される汚水を下水道排除基準値に適合させるための処理施設です。

特定施設を設置していない事業場でも下水道排除基準を超過する水質の下水を排水する場合は、基準以下の水質にするため除害施設を設置するなど、必要な措置を講じなければなりません。

除害施設が正常に稼動するには、日常の維持管理が大切です。常に排水基準に適合した下水を排出するため、適正な維持管理を行ってください。

5. 下水道へ排除している事業者の届出制度

※柏原市（以下「本市」という。）では、次のような届出が必要です。

届出の種類	届出が必要な場合	提出期限
公共下水道使用開始（変更）届 （下水道法第11条の2第1項）	・ 排除する汚水量が最も多い日で 50m ³ /日以上	あらかじめ
公共下水道使用開始（変更）届 （下水道法第11条の2第1項）	・ 公共下水道へ排除される汚水 水質が基準値超過する場合	あらかじめ
公共下水道使用開始（変更）届 （下水道法第11条の2第2項）	・ 特定施設を設置するとき	あらかじめ

6. 特定事業場の届出制度

※本市では、次のような届出が必要です。

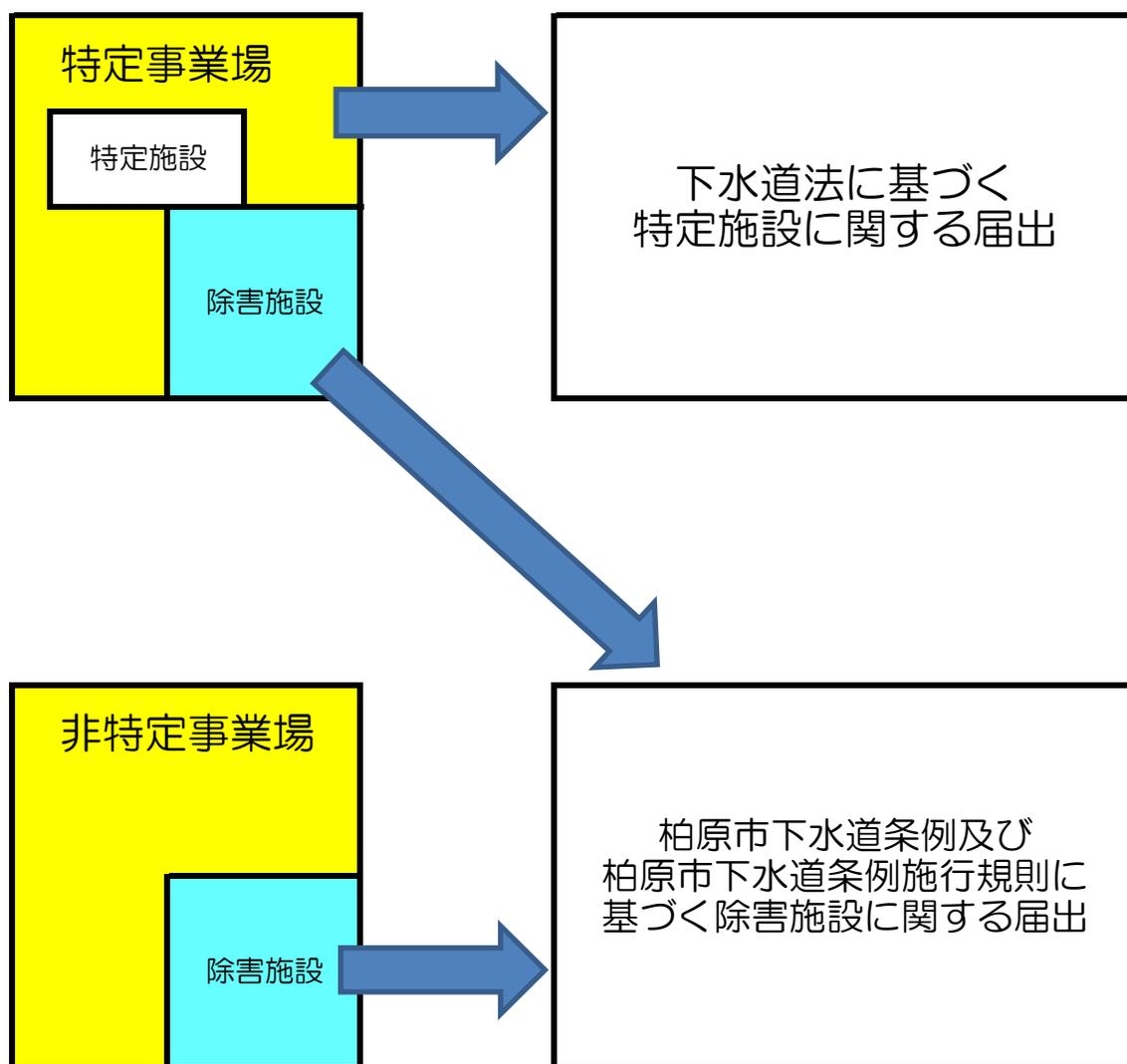
届出の種類	届出が必要な場合	提出期限
特定施設設置届 （下水道法第12条の3第1項）	・ 新たに特定施設を設置する場合 ・ 老朽化に伴い更新設置する場合	設置する 60日前
特定施設使用届 （下水道法第12条の3第2項）	・ 新たに特定施設となった場合	使用開始日 から 30日以内
特定施設使用届 （下水道法第12条の3第3項）	・ 新たに下水道へ接続した場合	使用開始日 から 30日以内
特定施設の構造等変更届 （下水道法第12条の4）	・ 特定施設の構造 ・ 特定施設の仕様の方法 ・ 汚水の処理の方法 ・ 下水の量および水質 ・ 用水排水の系統 が変更となる場合	設置する 60日前
氏名変更等届 （下水道法第12条の7）	・ 届出書の氏名・名称・住所 ・ 事業者の名称・所在地 が変更した場合	変更日 から 30日以内
特定施設使用廃止届 （下水道法第12条の7）	・ 特定施設の使用を廃止した場合	廃止日 から 30日以内
承継届 （下水道法第12条の8）	・ 届出者から地位を承継下場合 ・ 法人が合併し新たな法人となった場合 ・ 個人企業の代表者が変更した場合	承継日 から 30日以内

7. 柏原市下水道条例及び柏原市下水道条例施行規則に基づいた届出制度

※本市では、次のような届出が必要です。

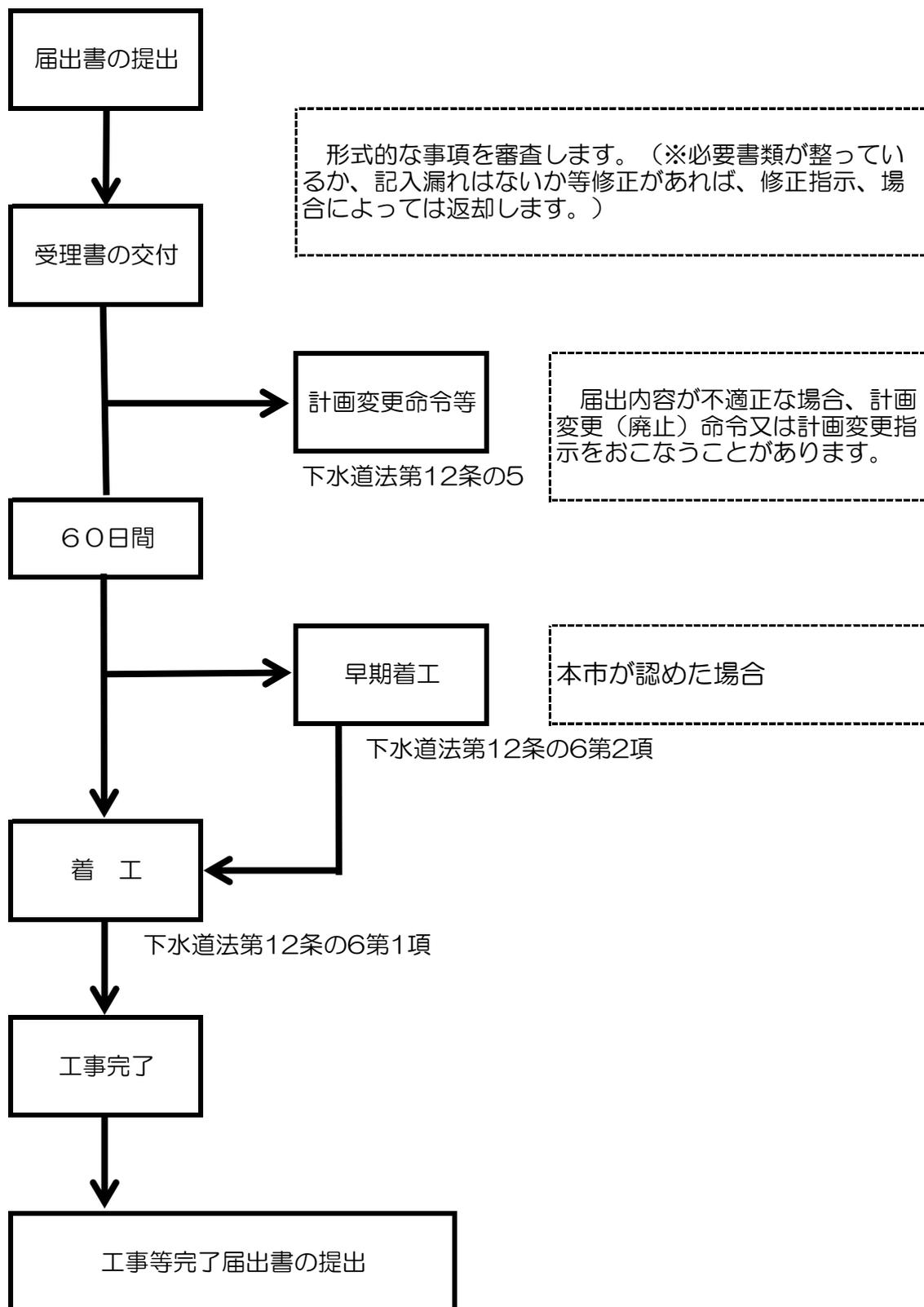
届出の種類	届出が必要な場合	提出期限
公共下水道使用開始(休止・廃止・再開)届 (柏原市下水道条例第12条)	・公共下水道の使用を開始(休止、廃止)する時	遅滞なく
除害施設計画届 (柏原市下水道条例第16条)	・除害施設を新設、増設、改築しようとする時	60日以上前 (相当であると認めるときは、期間を短縮する)
除害施設使用届 (柏原市下水道条例第16条)	・除害施設を使用しようとする時	30日以内
除害施設工事着手届 (柏原市下水道条例第16条)	・工事を着手した時	着手の前日まで
除害施設工事完了届 (柏原市下水道条例第16条)	・工事が完了した時	完了から7日以内
除害施設等管理者選任届 (柏原市下水道条例第17条)	・除害施設等管理責任者を選任した時	選任から7日以内

8. 特定施設と除害施設の関係と届出



9. 届出の手順（特定施設設置届、特定施設の構造等変更届）

（下水道法第12条の3第1項、同法第12条の4）



10. 水質事故時の措置（下水道法第12条の9）

- ・水質事故が発生した時は、柏原市上下水道部下水工務課へ連絡してください。（電話番号）072-972-1501（代表）
- ・油、有害物質、酸やアルカリの薬品など法律で規定されている物質を事故などで下水道へ流した時にはご連絡ください。
- ・ガソリン等の油や有害物質を流されると
 - ①下水道で作業している作業員の人命、健康への影響、怪我などの発生
 - ②揮発性油を流した場合は、下水管の爆発
 - ③下水処理場での処理機能低下による水環境への悪影響
 - ④下水道からの悪臭発生
 - ⑤下水管の破損などの障害が発生するおそれがあります。

11. その他

◆ 水質測定義務（下水道法第12条の12）

※対象：特定事業場はその下水の水質を測定し、5年間保管してください。

測定項目	測定回数	
	排水量50m ³ /日以上 の事業場	排水量50m ³ /日未 満の事業場
pH、水温	1日に1回以上	1日に1回以上
下水道法施行令第9条の4 第1項（カドミウム）から 第24号（セレン）まで	14日に1回以上	1月に1回以上
その他の項目	1月に1回以上	1月に1回以上
ダイオキシン類	1年に1回以上	1年に1回以上

◆ 立入検査に応じる義務（下水道法第13条）

本市では、下水道施設を守り、下水処理場からの放流水の水質を適正に保つために、工場・事業場に対して随時立入検査・水質検査を行っています。

◆ 報告の義務（下水道法第39条の2）

本市では、特定事業場や除害施設設置者に対して、必要に応じて工場・事業場の状況、除害施設、下水の水質に関する報告を求めることがあります。

【連絡先】

〒582-8555 大阪府 柏原市 安堂町1番55号
柏原市 上下水道部 下水工務課
TEL : 072-972-1501（代表）
FAX : 072-973-1502

<別表1>

水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げられた特定施設一覧表

番号 名 称

- 1 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 選鉱施設
 - ロ 選炭施設
 - ハ 坑水中和沈でん施設
 - ニ 掘削用の泥水分離施設
- 1の2 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 豚房施設（豚房の総面積が50平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
 - ロ 牛房施設（牛房の総面積が200平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
 - ハ 馬房施設（馬房の総面積が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 2 畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）
 - ハ 湯煮施設
- 3 水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 水産動物原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 脱水施設
 - ニ ろ過施設
 - ホ 湯煮施設
- 4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 湯煮施設
- 5 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 湯煮施設
 - ニ 濃縮施設
 - ホ 精製施設
 - ヘ ろ過施設
- 6 小麦粉製造業の用に供する洗浄施設
- 7 砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）
 - ハ ろ過施設
 - ニ 分離施設
 - ホ 精製施設
- 8 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
- 9 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
- 10 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。）
 - ハ 搾汁施設
 - ニ ろ過施設
 - ホ 湯煮施設
 - ハ 蒸留施設
- 11 動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 真空濃縮施設
 - ホ 水洗式脱臭施設
- 12 動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 圧搾施設
 - ニ 分離施設
- 13 イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 分離施設
- 14 でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料浸せき施設
 - ロ 洗浄施設（流送施設を含む。）
 - ハ 分離施設
 - ニ 洗だめ及びこれに類する施設
- 15 ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ 精製施設

- 16 麺類製造業の用に供する湯煮施設
- 17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
- 18 インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
- 18の2 冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料処理施設
 - ロ 湯煮施設
 - ハ 洗浄施設
- 18の3 たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 水洗式脱臭施設
 - ロ 洗浄施設
- 19 紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ まゆ湯煮施設
 - ロ 副蚕処理施設
 - ハ 原料浸せき施設
 - ニ 精練機及び精練そう
 - ホ シルゲット機
 - ヘ 漂白機及び漂白そう
 - ト 染色施設
 - チ 薬液浸透施設
 - リ のり抜き施設
- 20 洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 洗毛施設
 - ロ 洗化炭施設
- 21 化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 湿式紡糸施設
 - ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設
 - ハ 原料回収施設
- 21の2 一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー
- 21の3 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
- 21の4 パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 湿式バーカー
 - ロ 接着機洗浄施設
- 22 木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 湿式バーカー
 - ロ 薬液浸透施設
- 23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 原料浸せき施設
 - ロ 湿式バーカー
 - ハ 碎木機
 - ニ 蒸解施設
 - ホ 蒸解廃液濃縮施設
 - ヘ チップ洗浄施設及びパルプ洗浄施設
 - ト 漂白施設
 - チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）
 - リ セロハン製膜施設
 - 又 湿式繊維板成型施設
 - ル 廃ガス洗浄施設
- 23の2 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 自動式フィルム現像洗浄施設
 - ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
- 24 化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 分離施設
 - ハ 水洗式破碎施設
 - ニ 廃ガス洗浄施設
 - ホ 湿式集じん施設
- 25 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 塩水精製施設
 - ロ 電解施設
- 26 無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ 洗浄施設
 - ロ ろ過施設
 - ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機
 - ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- 27 前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 遠心分離機
 - ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設
 - ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設
 - ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設
 - ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設
 - ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設
 - チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設
 - リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設
 - 又 廃ガス洗浄施設
 - ル 湿式集じん施設

- 28 カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 湿式アセチレンガス発生施設
 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設
 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設
 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設
 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設
 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
- 29 コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ ベンゼン類硫酸洗浄施設
 ロ 静置分離器
 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
- 30 発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 原料処理施設
 ロ 蒸留施設
 ハ 遠心分離機
 ニ ろ過施設
- 31 メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設
 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設
 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
- 32 有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ ろ過施設
 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設
 ハ 遠心分離機
 ニ 廃ガス洗浄施設
- 33 合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 縮合反応施設
 ロ 水洗施設
 ハ 遠心分離機
 ニ 静置分離器
 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設
 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設
 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設
 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設
 リ 廃ガス洗浄施設
 ヌ 湿式集じん施設
- 34 合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ ろ過施設
 ロ 脱水施設
 ハ 水洗施設
 ニ ラテックス濃縮施設
 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
- 35 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 蒸留施設
 ロ 分離施設
 ハ 廃ガス洗浄施設
- 36 合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 廃酸分離施設
 ロ 廃ガス洗浄施設
 ハ 湿式集じん施設
- 37 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 洗浄施設
 ロ 分離施設
 ハ ろ過施設
 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設
 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設
 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゆう施設及び硫酸濃縮施設
 チ エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設
 リ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設
 ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設
 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設
 ラ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設
 ワ プロピレンオキシド又はプロピレングリコールのけん化器
 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設
 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設
 タ 廃ガス洗浄施設
- 38 石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 原料精製施設
 ロ 塩析施設
- 38の2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）
- 39 硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 脱酸施設
 ロ 脱臭施設
- 40 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設
- 41 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 洗浄施設
 ロ 抽出施設

- 42 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 原料処理施設
 ロ 石灰づけ施設
 ハ 洗浄施設
- 43 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設
- 44 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 原料処理施設
 ロ 脱水施設
- 45 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設
- 46 第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 水洗施設
 ロ ろ過施設
 ハ ヒドロジン製造施設のうち、濃縮施設
 ニ 廃ガス洗浄施設
- 47 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 動物原料処理施設
 ロ ろ過施設
 ハ 分離施設
 ニ 混合施設（水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）
 ホ 廃ガス洗浄施設
- 48 火薬製造業の用に供する洗浄施設
- 49 農薬製造業の用に供する混合施設
- 50 水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
- 51 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 脱塩施設
 ロ 原油常圧蒸留施設
 ハ 脱硫施設
 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設
 ホ 潤滑油洗浄施設
- 51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
- 51の3 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成型洗
- 52 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 洗浄施設
 ロ 石灰づけ施設
 ハ タンニンづけ施設
 ニ クロム浴施設
 ホ 染色施設
- 53 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 研磨洗浄施設
 ロ 廃ガス洗浄施設
- 54 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 抄造施設
 ロ 成型機
 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
- 55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
- 56 有機質砂かへ材製造業の用に供する混合施設
- 57 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
- 58 窯業原料（つわ窯原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 水洗式破碎施設
 ロ 水洗式分別施設
 ハ 酸処理施設
 ニ 脱水施設
- 59 砕石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 水洗式破碎施設
 ロ 水洗式分別施設
- 60 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設
- 61 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ タール及びガス液分離施設
 ロ ガス冷却洗浄施設
 ハ 圧延施設
 ニ 焼入れ施設
 ホ 湿式集じん施設
- 62 非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
 イ 還元そう
 ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。）
 ハ 焼入れ施設
 ニ 水銀精製施設
 ホ 廃ガス洗浄施設
 ハ 湿式集じん施設

- 63 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ 焼入れ施設
 - ロ 電解式洗浄施設
 - ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設
 - ニ 水銀精製施設
 - ホ 廃ガス洗浄施設
- 63の2 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
- 63の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 64 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
- イ タール及びガス液分離施設
 - ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
- 64の2 水道施設（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）第2条第6項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- イ 沈でん施設
 - ロ ろ過施設
- 65 酸又はアルカリによる表面処理施設
- 66 電気めつき施設
- 66の2 エチレンオキシド又は1,4-ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
- 66の3 旅館業（旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの（→注1）
- イ ちゆう房施設
 - ロ 洗濯施設
 - ハ 入浴施設
- 66の4 共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゆう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 66の5 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設（総床面積が360平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 66の6 飲食店（次号及び第66号の8に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 66の7 そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 66の8 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- 67 洗濯業の用に供する洗浄施設
- 68 写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
- 68の2 病院（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が300以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの
- イ ちゆう房施設
 - ロ 洗浄施設
 - ハ 入浴施設
- 69 と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
- 69の2 中央卸売市場（卸売市場法（昭和46年法律第35号）第2条第3項に規定するものをいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。）
- イ 卸売場
 - ロ 仲卸売場
- 69の3 地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和46年政令第221号）第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
- イ 卸売場
 - ロ 仲卸売場
- 70 廃油処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に規定するものをいう。）
- 70の2 自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
- 71 自動式車両洗浄施設
- 71の2 科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの（→注2）
- イ 洗浄施設
 - ロ 焼入れ施設
- 71の3 一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定するものをいう。）である焼却施設
- 71の4 産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの
- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの
 - ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号から第13号までに掲げる施設
- 71の5 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）
- 71の6 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
- 72 し尿処理施設（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）
- 73 下水道終末処理施設
- 74 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）

- (注1) 下水道法上の取扱い
届出及び下水排除の制限等に関しては、特定施設から除かれます。ただし、入浴施設のうち温泉を利用する場合はこの限りではありません。
- (注2) 環境省令で定めるもの
- 1 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
 - 2 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。）
 - 3 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。）
 - 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業保健所
 - 5 検疫所
 - 6 動物検疫所
 - 7 植物防疫所
 - 8 家畜保健衛生所
 - 9 検査業に属する事業場
 - 10 商品検査業に属する事業場
 - 11 臨床検査業に属する事業場
 - 12 犯罪鑑識施設

ダイオキシン類対策特別措置法に規定する水質基準対象施設

番号 名 称

- 1 硫酸塩バルブ（クラフトバルブ）又は亜硫酸バルブ（サルファイトバルブ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白剤
- 2 カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設
- 3 硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 4 アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 5 担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する
焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設
- 6 塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設
- 7 カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ 硫酸濃縮施設
 - ロ シクロヘキサン分離施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 8 クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ 水洗施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
- 9 4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 乾燥施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 10 2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
- 11 8・18-ジクロロ-5・15-ジエチル-5・15-ジヒドロジンドロ[3・2-b'3'2'-m]トリフェノジオキサジン（別名ジオキシンバイオレット。ハにおいて単に「ジオキサジンバイオレット」という。）の製造の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設
 - ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設
 - ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設
 - ニ 熱風乾燥施設
- 12 アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ 廃ガス洗浄施設
 - ロ 湿式集じん施設
- 13 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであって、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ 精製施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
 - ハ 湿式集じん施設
- 14 担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ ろ過施設
 - ロ 精製施設
 - ハ 廃ガス洗浄施設
- 15 別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち次に掲げるもの及び当該廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの
 - イ 廃ガス洗浄施設
 - ロ 湿式集じん施設
- 16 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設
- 17 フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、次に掲げるもの
 - イ プラズマ反応施設
 - ロ 廃ガス洗浄施設
 - ハ 湿式集じん施設
- 18 下水道終末処理施設（第1号から前号まで及び次号に掲げる施設に係る汚水又は廃液を含む下水を処理するものに限る。）
- 19 第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場から排出される水（第1号から第17号までに掲げる施設に係る汚水若しくは廃液又は当該汚水若しくは廃液を処理したものを含むもの）に限り、公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前号に掲げるものを除く。）

<別表2>

柏原市下水道排除基準表

公共下水道への排除が禁止されている基準（直罰基準）
 除害施設の設置義務が課せられる基準（除害施設設置基準）

対象物質又は項目	単位	終末処理場に接続されている公共下水道の使用者			
		特定施設の設置者			特定施設の設置者以外の者
		50m ³ /日以上	30m ³ /日以上50m ³ /日未満	30m ³ /日未満	
カドミウム及びその化合物	mg/L以下	0.03	0.03	0.03	0.03
シアン化合物	mg/L以下	1	1	1	1
有機リン化合物	mg/L以下	1	1	1	1
鉛及びその化合物	mg/L以下	0.1	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物	mg/L以下	0.5	0.5	0.5	0.5
砒素及びその化合物	mg/L以下	0.1	0.1	0.1	0.1
水銀及び珪水銀その他の水銀化合物	mg/L以下	0.005	0.005	0.005	0.005
珪水銀化合物	mg/L以下	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
ホリ塩化ビフェニル	mg/L以下	0.003	0.003	0.003	0.003
トリクロロエチレン	mg/L以下	0.1	0.1	0.1	0.1
テトラクロロエチレン	mg/L以下	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	mg/L以下	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/L以下	0.04	0.04	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	mg/L以下	1	1	1	1
1,1,2-ジクロロエチレン	mg/L以下	0.4	0.4	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L以下	3	3	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L以下	0.06	0.06	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン	mg/L以下	0.02	0.02	0.02	0.02
チウラム	mg/L以下	0.06	0.06	0.06	0.06
シマジン	mg/L以下	0.03	0.03	0.03	0.03
チオベンカルブ	mg/L以下	0.2	0.2	0.2	0.2
ベンゼン	mg/L以下	0.1	0.1	0.1	0.1
セレン及びその化合物	mg/L以下	0.1	0.1	0.1	0.1
ほう素及びその化合物	mg/L以下	10	10	10	10
ふっ素及びその化合物	mg/L以下	8	8	8	8
1,4-ジオキサン	mg/L以下	0.5	0.5	0.5	0.5
ダイオキシン類	pg-TEQ/L以下	10	10	10	10
フェノール類	mg/L以下	5	5	5	5
銅及びその化合物	mg/L以下	3	3	3	3
亜鉛及びその化合物	mg/L以下	2	2	2	2
鉄及びその化合物（溶解性）	mg/L以下	10	10	10	10
マンガン及びその化合物（溶解性）	mg/L以下	10	10	10	10
クロム及びその化合物	mg/L以下	2	2	2	2
ニッケル及びその化合物	mg/L以下	2	2	2	2
7/7/7性窒素、亜硝酸窒素及び硝酸性窒素 NH4-N、NO2-N、NO3-N	mg/L未満	-	-	-	-
生物化学的酸素要求量（BOD）	mg/L未満	600(300)	600(300)	600(300)	600(300)
化学的酸素要求量（COD）	mg/L未満	-	-	-	-
浮遊物質（SS）	mg/L未満	600(300)	600(300)	600(300)	600(300)
カドミウム抽出物質含有 鉱油類	mg/L以下	5	5	5	5
量(n-Hex)注：3 動植物油脂類	mg/L以下	30	30	30	30
水素イオン濃度（pH）	水素指数	5を超え、9未満 (5.7を超え、8.7未満)	5を超え、9未満 (5.7を超え、8.7未満)	5を超え、9未満 (5.7を超え、8.7未満)	5を超え、9未満 (5.7を超え、8.7未満)
温度	℃	45(40)	45(40)	45(40)	45(40)
汚水消費量	mg/L未満	220	220	220	220
色又は臭気		放流先で支障がないこと	放流先で支障がないこと	放流先で支障がないこと	放流先で支障がないこと
窒素含有量（T-N）	mg/L未満	-	-	-	-
炭素含有量（T-P）	mg/L未満	-	-	-	-

- <備考> 1. 温度、pH、BOD、SSの（ ）内の数値は、汚水の合計量が処理施設の汚水量の1/4以上の製造業又はガス製造業に適用される。
2. ダイオキシンの直罰基準は、ダイオキシン特別措置法に定める特定施設のみ適用される。
3. 電気めっき業については、亜鉛含有量に係る暫定水質基準(5mg/L)が令和3年12月10日まで5年間延長された（平成28年11月15日）。
4. ニッケルについては、市条例に基づき東大阪市生活環境等に関する条例により基準値が定められている（20m³/日以上の排水量の工場等に適用）。